

令和5年度から

「豊かな森づくり協働税」を新設します



トッキーノ

鳥取県では、県民の皆様の参画と協働により、二酸化炭素の吸収等、公益的機能が発揮される豊かな森づくりを進めるため **豊かな森づくり協働税** を新設しました。引き続き皆様の御理解と御協力をお願いします。

税のしくみ

これまで御負担いただいていた森林環境保全税を廃止し、同じ税率等で新設するため、皆様の負担は増えません。

●納税義務者

個人：1月1日現在に県内に住所・家屋等を有する者

※ 前年の所得が一定額以下のかた、生活保護を受給しているかたは課税されません。

※年間の額

法人：県内に事務所等を有する法人等

●納める額

個人：年500円

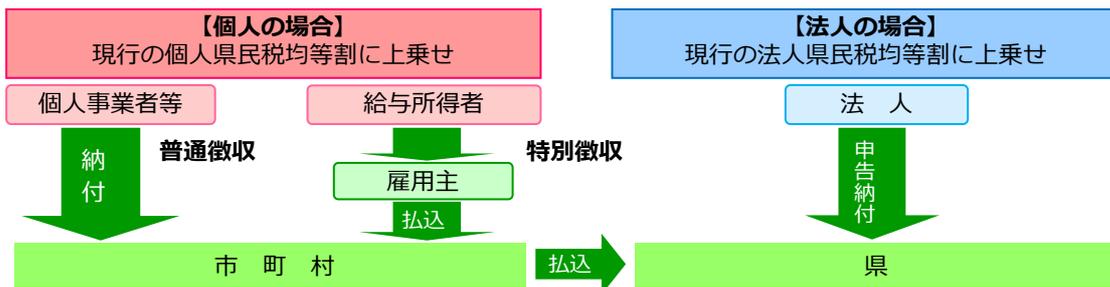
※ 令和5年度から令和9年度までの間、適用されます。

法人：法人県民税均等割の5%（右表のとおり）

※ 令和5年4月1日から令和10年3月31日までの間に開始する事業年度に適用されます。

法人の資本等の金額の区分	標準税率（均等割）	豊かな森づくり協働税
1千万円以下	20,000円	1,000円
1千万円超 1億円以下	50,000円	2,500円
1億円超 10億円以下	130,000円	6,500円
10億円超 50億円以下	540,000円	27,000円
50億円超	800,000円	40,000円

●税の納め方（納税方法）



税を活用した取り組み

豊かな森と里山を次代へ継承

- 森の若返り(皆伐再造林)、シカ対策の強化
森の若返りに向けた伐採、エリートツリー・早生樹の造林、シカ柵の管理・撤去の支援
- 松くい虫、ナラ枯れ対策
- 健全な森づくり（間伐・作業道整備）
- 集落周辺の災害防止につながる竹林対策
放置竹林の整備(適正管理)、人工林への転換の支援

県民の参画と協働による森づくりの推進

- 協働による持続可能な里山保全
地域住民・NPO・森林組合等による里山再生の支援
- 森づくりへの県民参加の推進
NPO等による森林体験活動等の支援
- 幅広い世代への森を守り育てる機運づくり
若年層への森林環境教育(出前授業)の支援、森づくりの普及啓発

森林の代表的な機能

環境保全や防災、水の浄化等、森林は様々な場面で皆様の暮らしを支えています。



出典：林野庁/総務省パンフレット「森林を活かすしくみ」

「豊かな森づくり協働税」を新設した理由は？

- 本県では、平成17年度に森林環境保全税を創設し、森林の機能回復のための強度な間伐や県民参加の森づくり活動等を支援してきました。その後も、県民の皆様からの意見を基に、税率や用途等を見直しながら、森林環境の保全に係る施策を継続して実施してきました。
- 令和6年度から国が森林環境税を創設することを受け、今後は県民の参画と協働を一層推進し、二酸化炭素の吸収等の公益的機能が発揮される豊かな森づくりを進めるため、新たに「豊かな森づくり協働税」としてスタートすることとしました。

今まであった「森林環境保全税」より負担が増えるの？

- 令和4年度末で廃止する森林環境保全税と課税方式や税率に変更ありませんので、皆様の負担は増えません。

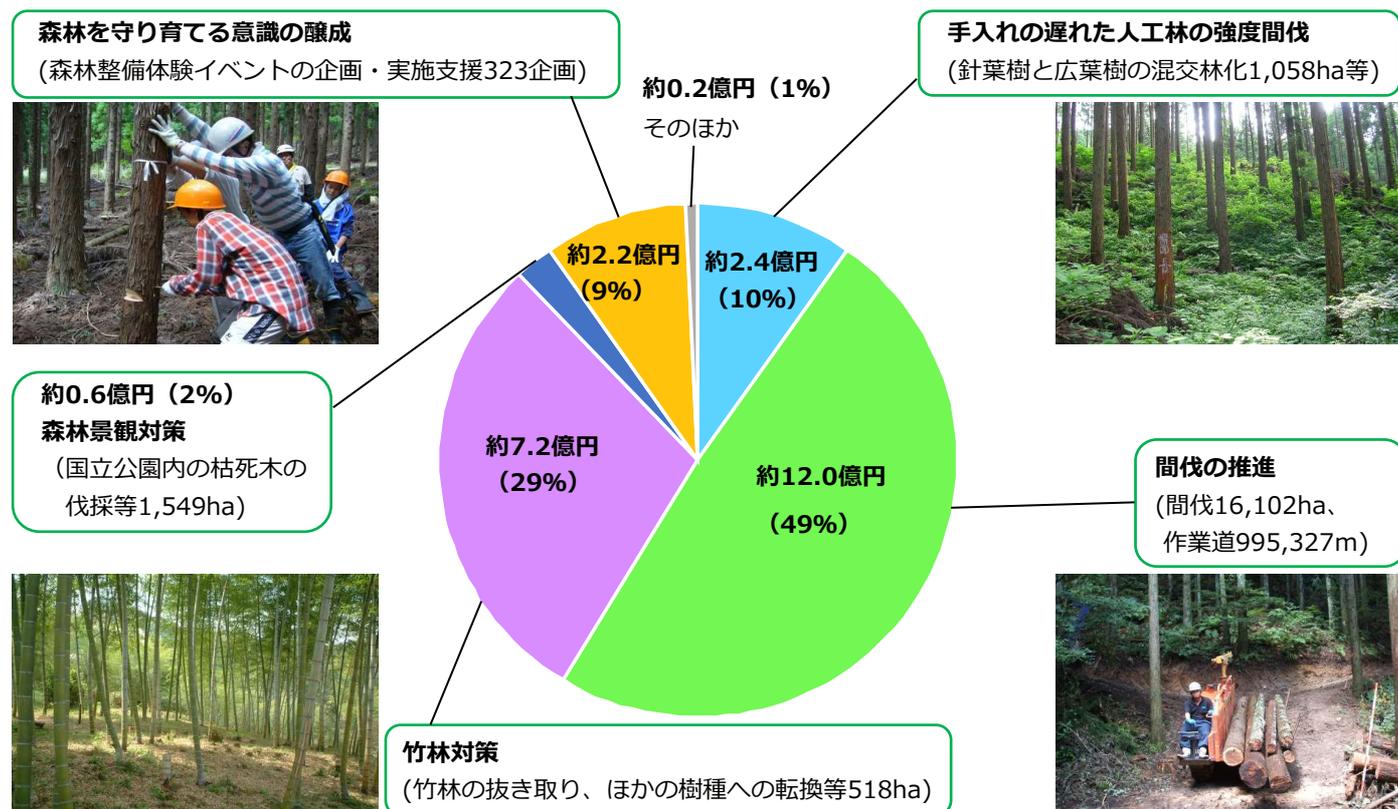
「森林環境税（国税）」とは？「豊かな森づくり協働税」との違いは？

- 森林環境税は、令和6年度から個人住民税と併せて賦課徴収される国税です。
- 平成26年度から令和5年度までの間、東日本大震災の復興財源として個人住民税の均等割額に年1,000円が上乗せされている仕組みを転用し、令和6年度から同額が賦課徴収され、県・市町村に「森林環境譲与税」として配分されます。
- 森林環境譲与税は、主に森林所有者に代わって市町村が行う森林整備等への活用が予定されているのに対し、豊かな森づくり協働税は、森林所有者が行う森林整備の支援等に活用することで、両税でそれぞれの役割を担いつつ森づくりを展開していきます。

森林環境保全税について

平成17年度から皆様に御負担いただいていた森林環境保全税(令和4年度末で廃止)により、間伐の着実な実施、竹林の拡大抑止、森づくりへの多数の県民の参画等、県内の森林を守り育てる取り組みが大きく進みました。

<税収（令和3年度まで）の活用状況>



お問い合わせ先

●税のしくみに関すること

東部県税事務所 0857-20-3515
西部県税事務所 0859-31-9626

中部県税事務所 0858-23-3109
県庁税務課 0857-26-7054

●税収の用途及び森づくりに関すること

県庁森林づくり推進課 0857-26-7335



トッキーノ